

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	平成30年1月18日	江戸川区西葛西在住者	平成12年2月14日付で貸付けした生業資金貸付金2,000,000円(貸付利子20,307円を加えた償還総額は2,020,307円)の償還について、計画どおり償還がされず1,609,307円の償還残額がある。借受人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があったため、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額1,609,307円を分割により毎月20,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が40,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
2	平成30年1月18日	葛飾区東金町在住者	平成21年2月24日付で貸付けした応急小口資金貸付金(貸付額300,000円)の償還について、計画どおり償還がされず150,000円の償還残額がある。借受人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があったため、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額150,000円を分割により毎月6,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が12,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
3	平成30年1月18日	東京都多摩市在住者	平成5年5月20日付で貸付けした応急小口資金貸付金(貸付額300,000円)の償還について、計画どおり償還がされず177,000円の償還残額がある。借受人が死亡しているため、連帯保証人及び借受人の債務継承人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し、債務継承人から「返済意思あり」と回答があり、分割納付の申出がされたため、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額177,000円を分割により毎月5,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が10,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
4	平成30年1月18日	足立区弘道在住者	平成11年1月28日付で貸付けした応急小口資金貸付金(貸付額300,000円)の償還について、計画どおり償還がされず166,000円の償還残額がある。借受人及び連帯保証人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し、連帯保証人から「返済意思あり」と回答があり、分割納付の申出がされたため、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額166,000円を分割により毎月5,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が10,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
5	平成30年1月24日	豊島区南長崎在住者	平成8年8月14日付で貸付けした生業資金貸付金1,500,000円(貸付利子72,405円を加えた償還総額は1,572,405円)の償還について、計画どおり償還がされず864,190円の償還残額がある。借受人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があったため、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額864,190円を分割により毎月15,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が30,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
6	平成30年1月24日	足立区中央本町在住者	平成22年10月5日付で貸付けした応急小口資金貸付金(貸付額227,000円)の償還について、計画どおり償還がされず45,000円の償還残額がある。借受人の所在が不明のため、連帯保証人あて、顧問弁護士から送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があったため、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額45,000円を分割により毎月5,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が10,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区は延滞金の支払義務を免除する。
7	平成29年12月27日	足立区江北在住者	生活保護費における年金について、平成28年3月の39,783円が未支給(過認定)となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、36,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
8	平成29年12月27日	足立区加賀在住者	生活保護費における母子加算及び児童養育加算について、平成28年12月～平成29年1月の間の65,580円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、60,920円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
9	平成29年12月27日	足立区江北在住者	生活保護費における障害者加算について、平成22年4月～平成25年4月の間の530,460円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、197,324円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
10	平成30年1月10日	足立区神明在住者	生活保護費における児童養育加算について、平成28年12月～平成29年1月の間の8,333円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
11	平成30年1月5日	足立区千住元町在住者	生活保護費における年金及び企業年金基金について、平成21年7月～平成22年1月の間の83,589円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、53,156円について平成30年1月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
12	平成30年1月5日	足立区小台在住者	生活保護費における厚生年金基金について、平成21年11月～平成22年5月の間の11,064円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年1月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
13	平成30年1月12日	足立区千住橋戸町在住者	生活保護費における障害者加算について、平成22年4月～平成29年2月の間の1,190,020円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、73,192円について平成30年1月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
14	平成30年1月5日	足立区柳原在住者	生活保護費における児童手当について、平成27年11月～平成28年4月の間の30,000円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年1月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
15	平成30年1月5日	足立区千住龍田町在住者	生活保護費における児童養育加算について、平成24年10月～平成26年4月の間の425,000円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、328,176円について平成30年1月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
16	平成30年1月26日	足立区保木間在住者	生活保護費における年金について、平成17年7月の82,758円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、71,374円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
17	平成30年1月26日	足立区中央本町在住	生活保護費における障害者加算について、平成27年9月～平成29年1月の間の138,188円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
18	平成30年1月26日	足立区南花畑在住者	生活保護費における障害者加算について、平成28年5月～平成29年2月の間の175,300円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
19	平成30年1月26日	足立区平野在住者	生活保護費における障害者加算について、平成27年8月～平成29年2月の間の138,700円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、123,746円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
20	平成30年1月26日	足立区島根在住者	生活保護費における障害者加算について、平成28年9月～平成29年2月の間の86,444円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
21	平成30年1月26日	足立区島根在住者	生活保護費における母子加算について、平成25年11月～平成28年12月の間の861,924円、児童養育加算について、平成25年11月～平成26年3月の間の45,999円、計907,923円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、85,026円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
22	平成30年1月26日	足立区青井在住者	生活保護費における障害者加算について、平成27年2月～平成29年2月の間の361,260円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
23	平成30年1月26日	足立区保木間在住者	生活保護費における妊産婦加算について、平成28年4月の9,020円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
24	平成30年2月2日	足立区西保木間在住者	生活保護費における年金について、平成17年11月の47,541円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、39,080円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
25	平成30年2月2日	足立区西保木間在住者	生活保護費における年金について、平成26年4月～平成26年11月の間の19,032円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、8,000円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
26	平成30年2月2日	足立区東保木間在住者	生活保護費における年金について、平成28年7月の81,142円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、74,329円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
27	平成30年2月2日	足立区花畑在住者	生活保護費における障害者加算について、平成28年4月～平成29年1月の間の408,740円が未支給となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、240,411円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。
28	平成30年2月6日	足立区島根在住者	生活保護費における子ども手当及び児童扶養手当について、平成22年12月～平成23年3月の間の354,880円が未支給（過認定）となっていた。相手方に状況を説明し、損害賠償金として支払う交渉をした結果、和解合意書を締結し和解した。	相手方と足立区は、239,335円について平成30年2月末日限り、相手方が指定する口座に損害賠償金を支払う。相手方は、その余の請求を放棄し、本件に関し、和解合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認した。